

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年3月26日(2009.3.26)

【公開番号】特開2007-254315(P2007-254315A)

【公開日】平成19年10月4日(2007.10.4)

【年通号数】公開・登録公報2007-038

【出願番号】特願2006-78532(P2006-78532)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/20 (2006.01)

A 6 1 K 8/44 (2006.01)

A 6 1 K 8/46 (2006.01)

A 6 1 K 8/49 (2006.01)

A 6 1 Q 11/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/20

A 6 1 K 8/44

A 6 1 K 8/46

A 6 1 K 8/49

A 6 1 Q 11/00

【手続補正書】

【提出日】平成21年2月10日(2009.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

岩塩と、舌下、口腔内における体内吸収機能により摂取させるためのアミノ酸とを主要有効成分として含有することを特徴とする口腔用衛生組成物。

【請求項2】

岩塩を2.5～4.0重量%溶解した水溶液に対し前記アミノ酸を配合してなることを特徴とする請求項1記載の口腔用衛生組成物。

【請求項3】

構成成分が岩塩、アミノ酸及び蒸留水からなりアミノ酸以外の化学成分を混入せしめていない液状歯みがき組成物であって、岩塩はモンゴル産であり、アミノ酸はアラニン、システイン、アスパラギン酸、グルタミン酸、フェニルアラニン、グリシン、ヒスチジン、イソロイシン、リジン、ロイシン、メチオニン、アスパラギン、プロリン、グルタミン、アルギニン、セリン、スレオニン、バリン、トリプトファン及びチロシンからなる群から選択されたものであることを特徴とする請求項1又は2記載の口腔用衛生組成物。

【請求項4】

アミノ酸はBCAA、アルギニン、ヒスチジンの混合物、アルギニン、オルチニン、グリシンの混合物、BCAA、グルタミン、アルギニン、オルチニンの混合物、アルギニン、プロリン、オルチニンの混合物、BCAA、アルギニン、ヒスチジン、オルチニンの混合物あるいは、システイン、プロリン、チロシン、アラニンの混合物のいずれかであることを特徴とする請求項1～3のいずれか一記載の口腔用衛生組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 0 6

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本発明の目的は、塩（成分）として海水（由来の）塩でなく岩塩、特にはモンゴルで産出する岩塩を含有する歯みがき組成物などの口腔用衛生組成物、当該岩塩を含有した、歯みがき組成物などの口腔用衛生組成物、当該ミネラル分補給用歯みがき組成物などの口腔用衛生組成物、及び／又は当該岩塩を水溶液としてある歯みがき組成物などの口腔用衛生組成物によって達成される。本発明の一つの態様では、次のものが提供される。

[1] 岩塩と、舌下、口腔内における体内吸収機能により摂取させるためのアミノ酸とを主要有効成分として含有することを特徴とする口腔用衛生組成物。

[2] 岩塩を2.5～4.0重量%溶解した水溶液に対し前記アミノ酸を配合してなることを特徴とする上記〔1〕記載の口腔用衛生組成物。

[3] 構成成文が岩塩、アミノ酸及び蒸留水からなりアミノ酸以外の化学成分を混入せしめていない液状歯みがき組成物であって、岩塩はモンゴル産であり、アミノ酸はアラニン、システイン、アスパラギン酸、グルタミン酸、フェニルアラニン、グリシン、ヒスチジン、イソロイシン、リジン、ロイシン、メチオニン、アスパラギン、プロリン、グルタミン、アルギニン、セリン、スレオニン、バリン、トリプトファン及びチロシンからなる群から選択されたものであることを特徴とする上記〔1〕又は〔2〕記載の口腔用衛生組成物。

[4] アミノ酸はBCAA、アルギニン、ヒスチジンの混合物、アルギニン、オルチニン、グリシンの混合物、BCAA、グルタミン、アルギニン、オルチニンの混合物、アルギニン、プロリン、オルチニンの混合物、BCAA、アルギニン、ヒスチジン、オルチニンの混合物あるいは、システイン、プロリン、チロシン、アラニンの混合物のいずれかであることを特徴とする〔1〕～〔3〕のいずれか一記載の口腔用衛生組成物。